



～事務所宣言～ 私たちは男女が
ともに安心して子育てをし、仕事に
打ち込める社会を目指します

T101-0022

東京都千代田区神田練堀町73 プロミエ秋葉原701

TEL 03-3256-4864 FAX 03-3256-4865

E-mail k@iemura.jp URL <https://sr-wakariyasuku.com/>

健康保険証の利用終了

これまでは従来の健康保険証も「マイナ保険証」もいずれも利用が可能でしたが、今年の **12月2日からは従来の健康保険証の利用ができなくなります。**（ただし医療機関によっては、被保険者番号等によりオンライン資格確認を行うなどの特例対応で保険診療が受けられる場合があります。）

使用できなくなった従来の健康保険証については、従業員やその家族が**自分で廃棄してよい**ということです。

なお、「マイナ保険証」を持っていない人については「資格確認書」が発行されており、これを医療機関で提示することにより、これまで通り保険診療を受けることができます。「資格確認書」は有効期限内の退職の際にこれまでどおり**回収が必要**となります。

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g1/r7-11/2025110101/>

協会けんぽの電子申請サービス開始

出産手当金や傷病手当金など、協会けんぽの支給申請手続きは、現在は郵送で行われていますが、**来年1月13日から、ほぼすべての申請がオンラインで電子申請可能**となる予定です。1月下旬には、加入者が利用できる「けんぽアプリ」がリリース予定で、申請をしたい場合には、**ウェブサイトまたはアプリからマイナンバーカードを利用してログイン**し、申請書を選択して必要事項を入力し、添付書類は電子ファイルをアップロードすることで申請手続きが完了する予定です。

詳細については、今後公表されることになっています。

https://www.kyoukaikenpo.or.jp/electronic_application/

「子ども・子育て支援金」制度の開始

来年の4月から、「子ども・子育て支援金」制度が始まります。この制度は、児童手当の拡充や出産・子育て

応援交付金などの少子化対策を促進するための施策のために、**全世代が新たに「子ども・子育て支援金」を負担する制度**です。

会社で健康保険に加入している人の場合には、健康保険料・介護保険料と合わせて**令和8年4月分（5月納付分）の「子ども・子育て支援金」が給与から控除**されることが決まっています。

支援金の額は、標準報酬月額に支援金率をかけて計算し、**令和8年度から令和10年度にかけて段階的に上がる予定**です。令和10年度には、協会けんぽなどの加入者の場合、**一人当たり平均が月額500円程度**（事業主負担分を除いた本人拠出分）になると想定されています。

令和8年度の保険料率はまだ決まっていますが、従業員の給与からの控除が生じるため、**給与計算にも影響があると考えられます。**

「子ども・子育て支援金」制度については、下記をご覧ください。

<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomokosodateshienkin>

弊所の体制について

弊所へのご相談やお問合せはメールまたは事務所電話 03-3256-4864 までお願いします。Zoom や Webex 等の面談にも対応しております。

【年末年始等休業のお知らせ】

**12月29日(月)～1月6日(火)まで
年末年始休業とさせていただきます。
よろしくお願い申し上げます。**

